

IP化の進展に対応した競争ルールの
在り方に関する懇談会報告書（案）
意見招請の結果(概要)

2006年9月13日

意見招請の結果概要

意見招請期間

平成18年7月19日～同年8月23日

意見提出者一覧(44件)

(順不同、敬称略)

通信事業者系(29)	日本電信電話(株)、東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンクグループ、(株)ウィルコム、フュージョン・コミュニケーションズ(株)、(株)ケイ・オプティコム、ジェイコムグループ、(株)USEN、(株)アッカ・ネットワークス、イー・アクセス(株) (含イー・モバイル(株))、KVH(株)、中部テレコミュニケーション(株)、北海道総合通信網(株)、宇宙通信(株)、グローバルアクセス(株)、ニフティ(株)、エニユーザー(株)、(社)日本ケーブルテレビ連盟、(社)テレコムサービス協会(政策委員会、MVNO協議会)、(社)日本インターネットプロバイダー協会、Vodafone(英)、AT&T(日・米)※、BT(英)※、US Telecom Association(米)※
通信ベンダー系(4)	日本電気(株)、富士通(株)、モトローラ(株)、情報通信ネットワーク産業協会
コンテンツ・アプリケーション系(1)	モバイル・コンテンツ・フォーラム
その他(10)	島根県、(社)日本経済団体連合会、電気事業連合会、通信事業の明日を考える会、ケーブルテレビジョンネットワーク研究会、US Chamber of Commerce(米)※、個人(4名)

※ 意見書が英文で提出された事業者・団体

第1章 IP化の進展に伴う競争環境の変化と競争ルール見直しの必要性

1. IP化の進展に伴う競争環境の変化

- 市場の動向を踏まえて競争ルールを見直すには、固定・移動両面でのブロードバンド化を視野に入れることが重要。(KDDI)

2. IP化の進展に対応した競争ルールの見直しの必要性

- 報告書案の内容は検討課題を示すものであり、今後意見募集等の所定の手続を経て検討されるべき。(NTTコム)
- 各レイヤー間のインターフェースのオープン化は、ビジネス上も標準化の観点からも重要であり、垂直統合型ビジネスモデルに対応する競争ルールを採り入れることに賛同。(ニフティ、JAIPA)
- 今後、IP化がもたらす市場や社会経済システムの構造変化を踏まえつつ、目指すべき社会の姿を描いた上で、報告書の最終的な取りまとめや具体的な競争ルールの整備等に取り組むことを期待。(経団連)

第2章 IP化の進展に対応した競争政策に関する基本的考え方

1. IP化の進展に対応した競争ルールの運用原則

- 事前規制は事業法や独占禁止法において事後的に対処できない場合に限るなど最小限にとどめることを基本とすべき。(NTTドコモ)

(1)通信レイヤーにおける公正競争の確保	• 通信レイヤーにおける公正競争の確保は、IPへの移行が進展した場合においてもNTT東西の有するボトルネック性に大きな変化が見られないことを考慮すると、市場支配力を有する事業者と競争事業者間の公平な競争環境を維持する上で必須。(ソフトバンク)
(2)垂直統合型ビジネスモデルに対応した公正競争の確保	• NTT東西が構築する次世代ネットワークについては、プラットフォームレイヤーも第一種指定電気通信設備とし、公正な競争が上位レイヤーにおいても確保されるよう競争ルールを整備することが必要。(KDDI) • 特にネットワークのボトルネック性が高い下位レイヤーから上位レイヤーへの市場支配力の行使に重点を置くべき。(ソフトバンク)
(3)競争中立性・技術中立性の確保	• 競争原理が健全に働くためには各事業者に競争の機会が公平に与えられていることが必要であり、そのためには支配的事業者による競争阻害行為を排除し、公正な競争環境を整備する必要がある。(KDDI) • FTTHに比重を置くことなく、メタル線、メタル線と光ファイバのハイブリッド及び無線技術の活用等も有効なアクセス手段として同等に取り扱うべき。(イー・アクセス)
(4)利用者利益の保護	• NTT東西の次世代ネットワークへの移行に伴う加入電話利用者のマイグレーションの具体的方法について、利用者保護の観点とともに公正競争確保の観点からも注視すべき。(イー・アクセス)
(5)競争ルールの柔軟性・透明性・整合性の確保	• 競争ルールの見直しを行う際、検討会等は公開を原則とし、必要に応じ事業者からの見解を求める場を設けるべき。(ソフトバンク) • 電気通信事業法と独占禁止法の協働的運用の確保は必要。(ソフトバンク、イー・アクセス) • 総務省と公正取引委員会の共同ガイドラインの見直しのみならず、有効に機能したかの検証が必要。(イー・アクセス) • 海外における規制のベストプラクティスを採り入れ、日本の競争ルールをさらに優れたものとする視点が必要。(ソフトバンク)

2. 検討に際しての時間軸

- 2010年というマイルストーンの設定に賛同。(ケイ・オプティコム、BT)／遅すぎないか。(イー・アクセス)
- 可能なものから着手し、検討の結論を得る時期を極力早期に実施すべき。(ソフトバンク、ケイ・オプティコム、エニーユーザー、経団連、BT)

(注)各意見の概要等については、事務局において趣旨を損なわない範囲で要約している。

第3章 今後の接続政策の在り方①

1. 設備競争とサービス競争の適正なバランス

(1) 基本的な考え方

- 設備競争とサービス競争の適正なバランスを図ることは適当。(KDDI、経団連)
- 設備競争の推進によるボトルネック性の解消には時間がかかるため、まずはサービス競争を促進すべき。(ソフトバンク、イー・アクセス)
- 設備競争を促進することを重視した政策を採るべき。(NTT持株、NTT東西)
- IP化の進展に対応してボトルネック性や市場支配力は低減していくことから、競争状況の評価を通じてドミナント規制を緩和していく方向であることを明示すべき。(NTTコム)
- ルールの整備に当たっては、新たな設備投資へのインセンティブを削ぐことのないよう留意すべき。(NTT持株、NTT東西、経団連)
- ボトルネック性がある限り事前規制を存続させるべきであり、慎重な市場画定と隣接市場の分析の後にドミナンス性を決定すべき。総務省においては、透明、詳細かつ明確な競争評価のプロセスを図るべき。(BT)

(2) 欧米における市場環境と競争政策

- 米国では光ファイバ等に対するオープン化規制を廃止し設備競争を促進する政策を採っている。また、欧州においても、固定分野では域内競争が進展していないにもかかわらず光インフラの構築を促進するためドイツ等でオープン化規制を緩和する動きが進展。(NTT持株、NTT東西)
- 我が国のブロードバンド市場は世界で最も競争が進展しており、報告書案で懸念しているようなNTTグループが市場支配力を行使できるような状況ではない。(NTT持株、NTT東西)

(3) 設備競争の促進に向けた取組み

- CATVネットワークを含めた次世代ネットワークの相互接続を可能とするとともに、必要に応じルール策定に反映させるべき。(テレサ協)
- 利用者の選択肢を増やし、FTTHサービスの競争を促進するには、光ファイバのさらなる開放が必要。(KDDI)
- 道路占有手続においてNTT東西と競争事業者の同等性を確保するルールが必要。(ソフトバンク)
- NTT東西の線路敷設基盤のボトルネック性は十分高いことから、指定電気通信設備とした上で公正・公平・透明な開放を義務付けるべき。(JCTA)
- 電柱添架手続の簡素化に係る試行的実施の結果を踏まえ、まずは電柱・管路等ガイドラインの改正の必要性を検討すべき。(電事連)
- 他事業者が加入者回線を自前敷設できる環境は既に十分整っており、当社の光ファイバに対するオープン化規制は廃止すべき。(NTT持株、NTT東西)
- 地方公共団体の光ファイバ網について情報開示を行い、一元的にまとめて管理する仕組みが必要。(イー・アクセス)
- 地方公共団体の整備する光ファイバ網利用のための手続の簡素化や、開放先を不当に制限しないことが必要。(JCTA、グローバルアクセス)
- 地方公共団体のみならず国が保有する光ファイバについても事業者ニーズを考慮した柔軟な開放等が必要。(HOTnet、個人)
- IP化の進展を光ファイバだけで行うには限界があり、無線系アクセス技術も採り入れて統合的に推進すべき。(ソフトバンク)
- 地域通信市場において衛星通信もFTTHの代替的なブロードバンドアクセス手段の一つ。(宇宙通信)

2. 接続政策に関する基本的視点

(2) 接続政策の基本的方向性

- 設備面での優位性だけでなく、NTT東西の指定設備利用部門と競争事業者間の情報の非対称性の解消が必要。(KDDI、ソフトバンク)
- 今後構築が進められる光・ブロードバンド分野の設備については、設備競争を促進するために、その構築段階から従来の電話をベースとしたオープン化規制を課すべきでない。(NTT東西)
- ボトルネック性が解消したとの客観的証拠、評価方法等については、そのすべてをオープンにすべき。(HOTnet)

第3章 今後の接続政策の在り方②

3. 指定電気通信設備制度の在り方

<p>(2)指定電気通信設備の指定基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> メタル回線と光ファイバ回線を区別することは適当でない。(KDDI、ソフトバンク、イー・アクセス、ACCA、KVH、グローバルアクセス) メタルと光との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がない。また、光ファイバにボトルネック性はないことから、メタル回線と区別して早急に第一種指定電気通信設備の対象から除外してほしい。(NTT持株、NTT東西) 第二種指定電気通信設備の指定基準(25%)は適当。(NTT持株、KVH)／他国との整合性等の観点から40%又は50%に改めるべき。(KDDI) 第二種指定電気通信設備の内容を維持しつつ、その上で40～50%の閾値を超える第二種指定電気通信設備を有する事業者について、第一種指定電気通信設備制度並みの規制を追加的に課すという二段階の規制を導入することも検討に値する。(ソフトバンク) 携帯市場とPHS市場を同一に扱うことは適当。(KDDI)／十分に分析を行った上で判断すべき。(ソフトバンク、イー・アクセス) ユーザID等識別情報の公開と利用環境の提供、端末からのアクセスにおける同等性の確保が必要。(モバイル・コンテンツ・フォーラム) 事業者としての法的・社会的責任を十分に回避できる仕組みのない現状でユーザIDの開放の義務化は不適切。事業者間で統一して用いることのできるユーザIDの是非につき、個人情報保護の視点を含めて慎重に議論されるべき。(NTT持株、NTTドコモ)
<p>(3)NTTグループの中期経営戦略と指定電気通信設備制度の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> インターネット接続市場におけるNTT東西とNTTコムが一体となった市場支配力濫用の是正とともに、公正競争に向け厳正なる監視、規制を強く希望。(通信事業の明日を考える会) 支配的事業者の連携となるNTT東西とNTTドコモによるFMCサービスの提供は認められるべきでない。(KDDI、CTC、KVH) NTT東西とNTTドコモがFMCを提供する場合、他事業者に同等の条件で提供する義務がある。(イー・アクセス、ACCA、ケイ・オプティコム) 設備共用型のFMCについても他事業者との同等性が確保されることを条件に認められるべき。(NTT持株、NTT東西) 設備共用型FMCや共同営業を原則禁止とすることは適当でなく、現行の事業法に基づき事後的に対処されることで十分。(NTTドコモ) 現行法の枠内でNTTグループの一体経営による市場支配力の濫用を防止するため、NTTグループの連携に対して競争ルールを厳格に適用していくことが必要。(KDDI、ソフトバンク) NTT東西の子会社等についてNTT法、特定関係事業者等の規定により厳しく監視すべき。(JCTA、イー・アクセス、ケイ・オプティコム、KVH、ニフティ、JAIPA、通信事業の明日を考える会、MVNO協議会) アウトソーシング会社への委託については、公正競争条件の遵守等を業務委託契約に規定するなど既に適切な措置を講じており、これ以上の規制は不要。(NTT持株、NTT東西)
<p>(4)指定電気通信設備の対象範囲の柔軟な見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な検証の際、NTTに挙証責任を課すとともにその報告内容の公開を義務化し、外部からの検証を可能とすべき。(KDDI、ソフトバンク) 定期的な見直しには賛同するが、指定方法は、指定しない設備ではなく指定する設備を具体的に列挙する方式とすべき。(NTT東西) プラットフォーム機能も第一種指定電気通信設備の対象とすべき。(ソフトバンク、イー・アクセス、ニフティ、JAIPA) プラットフォーム機能について何らかの措置が必要であれば、ネットワークと別にそれ自体のボトルネック性を判断すべき。(NTT持株、NTT東)
<p>(5)“競争セーフガード制度”の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 競争セーフガード制度の整備に賛同。(KDDI、ソフトバンク、イー・アクセス等) 現実に問題が発生していないにもかかわらず新たな規制を導入すべきでない。(NTT持株、NTT東)
<p>(6)指定電気通信設備制度の包括的な見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現行の競争評価制度をこの枠組みに採り入れる場合には、さらなる精緻化が必要。(ソフトバンク) IP化の進展に伴う第一種・第二種指定電気通信設備の見直しに賛成。本来ボトルネック設備の保有と市場支配力の有無は別の概念であり、固定と移動の融合に伴う見直しに当たっては、これらに対する規制を区分すべき。(NTT持株)
<p>(7)その他の検討すべき課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 情報の非対称性の観点から、競争ルールの必要性について競争事業者に挙証責任を負わせることは不適切。(KDDI) 事業者から各種ルール化の要望を吸い上げ、必要な場合にルール策定プロセスに入る手法(NOI)は有効。(ソフトバンク、イー・アクセス)

第3章 今後の接続政策の在り方③

4. NTT東西の次世代ネットワーク構築に係る環境整備の在り方

(1)NTT東西の構築する次世代ネットワークのオープン性確保の必要性

- NTTの次世代ネットワークを構成する機能・設備は第一種指定電気通信設備という前提で競争ルールの整備を進めるべき。(KDDI、ソフトバンク、KVVH)
- NTTが構築する次世代ネットワークは、プラットフォームを含め指定電気通信設備の範囲とし、NTT独自仕様にならないことが確保されるべき。(イー・アクセス)
- 他の通信事業者の既存ユーザへのサービス提供に支障がないよう、接続条件等を慎重に議論すべき。(ACCA)
- NTTグループの次世代ネットワークについて、行政による事前の規制を課すべきではない。(NTT持株、NTT東西)

(2)今後の検討の進め方

- 次世代ネットワークについての問題点を、競争ルールの中で速やかに扱うことが必要。(KDDI)
- 次世代ネットワークの接続ルールの在り方に関する検討会に関しては、次世代ネットワークに関する各種ルール整備のプロセスの透明性、公平性を確保していただくことはもちろんのこと、主要な関係者を参加可能として頂くことが必要。(ソフトバンク)
- 速やかに具体的な検討を始めること及び期限を定めて効率的な議論を行うことを要望。(イー・アクセス)
- 次世代ネットワーク連絡会議については、会議体の設立形態や運営方法について見直しを行い、議論の内容や次世代ネットワーク構築プロセスの透明性、事業者間の公平性等が確保される仕組みを構築すべき。(ソフトバンク)
- 既存のサービスがどのように次世代ネットワークに一体化されていくのか等について、ロードマップを作成・公表し、利用者の保護や負担の軽減を義務化すべき。(テレサ協)
- ネットワークの設計や投資決定をする際には、ホールセール顧客等のニーズ・意見を適切に考慮すべき。(Vodafone(英))

(3)留意すべき事項

- NTT東西の次世代ネットワークについては、各レイヤーにおける同一レイヤー間での接続が必要。(KDDI)
- 接続に関する仕様や接続点を限定することなく、接続事業者の各種ニーズに応じた接続を可能とすべき。(ソフトバンク)
- レイヤー2での接続が実現できるよう強く要望。(イー・アクセス) / 必要に応じ上位レイヤーの相互接続性についても検討すべき。(テレサ協)
- 次世代ネットワークにおける地上デジタル放送の再送信について、NTTの独占的配信に繋がらないよう、ルール整備が必要。(ソフトバンク)
- 活用業務認可ガイドラインを含めた制度の在り方を、早急に見直すことが必要。(KDDI)
- 活用業務認可基準を含む活用業務認可制度に係る運用ルール見直しの議論を行う際には、NTT再編成の主旨、活用業務認可制度そのものの在り方を踏まえて再度議論を行う必要。(ソフトバンク)
- NTT法の制度趣旨が失われないよう活用業務認可制度を厳格に運用することを強く要望。(イー・アクセス)

5. 第一種指定電気通信設備に係る会計制度の見直し

(1)市場構造の変化に対応した接続会計基準の見直し

- コスト配賦率や設備の耐用年数などについて、適時の見直しを行うべき。設備区分についても細分化したり、サービス区分に合致する形で接続会計の内訳を作成することも必要。(KDDI)
- 接続会計は他事業者等からの事後的な検証等が困難。行政の評価内容も明らかでなく、制度運用の透明性向上も検討すべき。(KDDI)
- NTT東西の指定設備利用部門と競争事業者の間で情報の非対称性等の問題が存在し、管理部門と利用部門の間のファイアウォールが不十分。このファイアウォール強化の一環として、市場構造の変化に対応して接続会計基準の見直しを行うことに賛同。(ソフトバンク)
- PSTNからIPベースへのサービス移行に伴うレバレッジのリスクは、事業間やサービス間の内部相互補助、又は下流の小売サービスと上流の卸サービス間のプライススキーズ。これらについては、効果的で詳細な事業部門間の会計分離手法により対処されるべき。(Vodafone(英))
- 接続会計はこれまで適宜実態を踏まえて改正されてきており、現時点で実態を反映した適正なものとなっている。仮に見直しを行う場合には、これ以上の事業者側の負担増にならないよう配慮が必要。(NTT持株、NTT東西)

(2)検討の方向性

- 見直しに当たっては、制度運用の在り方についても検討を行うべき。(KDDI)
- 接続会計制度については大きく変更を要望。また、検討の場には接続事業者も参加できるよう強く要望。(イー・アクセス)

第3章 今後の接続政策の在り方④

6. 接続料算定の在り方

(1)PSTN接続料の在り方

- 長期増分費用方式(LRIC)は算定プロセスの透明性に優れており、当面の算定方式として適切。(KDDI、ソフトバンク)
- LRICは、採用する前提が現実の事業環境にそぐわないものになっているため廃止し、実績コストを確実に回収できる仕組みが必要。(NTT持株、NTT東西)
- インフラを持たない事業者がIP電話サービスを実施するに当たりNTT東西との接続料は障壁であり、より一層の低減を期待。(エニーユーザー)
- 急激な接続料の上昇を避け、適正な接続料水準を実現することが適当。(ソフトバンク)
- 2010年度以降もLRICを引き続き用いることを第一候補として検討すべき。そのうえで、一定時期の価格を上限として据え置くこと等についても検討を行うことが適当。(KDDI)
- IPへの移行期のPSTN接続料の策定に当たっては、競争中立性及び技術中立性の観点を勘案することが必要。(ソフトバンク)
- コスト構造の異なるPSTNと光IP電話のコストを合算しての接続料の設定は、技術中立性を阻害し、次世代ネットワークへの円滑な移行を阻害するので実施すべきでない。(NTT持株、NTT東西)
- NTSコストを直ちに減じた後、できるだけ早期にIP網を含んだ接続料の検討すべきであり、数年を見越したプライスカップ制を導入すべき。(KVH)
- NTT東西はあくまで別会社であり、接続料を個別算定することは当然。(KDDI、ソフトバンク)
- 将来にわたって固定電話サービスの利用者料金に地域格差を生じることのないよう、接続料の東西均一維持を望む。(島根県)

(2)光ファイバに係る接続料の在り方

- 光ファイバの接続料については引き続き将来原価方式により算定することが適当。(KDDI、ソフトバンク、イー・アクセス)
- 接続料算定に用いた需要予測と実稼働回線数については、定期的に比較検証を行い、両者の乖離が大きいと判断される場合には、適宜再申請を促すことや算定方法を見直すことにより、公正競争を行う上で、適正な接続料水準を確保することが必要。(ソフトバンク)
- 接続料算定に用いる設備耐用年数は、適切な接続料算定のため使用実態を反映した経済的耐用年数を用いることが適当。(ソフトバンク)
- NTT東西の子会社などNTTグループ会社が保守する場合の保守費用の適正性についても併せてチェックすべき。(イー・アクセス)
- 光ファイバ接続料の算定に当たってはインフラ事業者の投資が適正に回収できることを大前提とすべき。実際費用方式の採用も検討されるべき。(CTC)
- 実績コストと予測コストの間に大幅な乖離が生じており算定期間内にコスト回収が困難なことから、早急に見直しが必要。(NTT持株、NTT東西)
- 将来原価方式とする場合は、当該費用の過不足分を適正に回収できるよう、早急にルールを整備していただきたい。(NTT東西)
- 実績コスト方式に移行することも検討することが必要。(NTT持株、NTT東西)
- 耐用年数の見直しについては、今後構築する光ファイバについて現時点で正確に実耐用年数を把握することは困難であり、また財務会計との整合性の観点からも問題があることから、実施すべきではない。(NTT持株、NTT東西)
- 光ファイバについては、電力系事業者等が既に相当量を設備構築している状況に鑑み、その接続料のルール化の適用対象範囲を当社のみでなく他事業者にも広げるべき。(NTT西)

(3)その他の検討すべき課題

- 光IP電話の接続料についても接続ルールのもとでの整理が行われるべき。(KDDI)
- NTT東西のIP電話網に係る接続料の設定に当たっては、IP網とPSTNのトータルの収益性の観点から検討されるべき。(KDDI)
- 次世代ネットワークの接続料について、不当な内部相互補助が行われないよう十分な検証を行うことが必要。(ソフトバンク)
- 一般利用者も含め、各レイヤーの今後の動向も加味した接続料の在り方が検討されるべき。(USEN)
- NTT東西の次世代ネットワークの接続料金については、オープン化の議論を深める過程で並行して検討を行うことが必要。(イー・アクセス)
- 次世代ネットワークの将来の高度化・多様化を阻害しないよう、その接続料について事前規制をすべきではない。(NTT持株)
- スタックテストの見直しに際し、検証区分を細分化するなど実際のサービス提供状況を反映させて公正競争条件の担保を徹底すべき。(KDDI)
- 見直しの際には、スタックテストの過程や結果に関する情報公開の在り方についても、公開を基本とする方向で検討すべき。(ソフトバンク)
- スタックテストに関する検討結果については、会計制度の見直しにも反映すべき。(イー・アクセス)
- 競争事業者からも、具体的なサービスを指定しスタックテストの要望ができることが望ましい。(イー・アクセス)
- インピュテーションルール(ユーザ料金>接続料金)を、ルール適用上の問題を解決しないまま更なる規制強化を行うことは問題であり、インピュテーションルール適用のあり方全体として検討すべき。(NTT持株、NTT東西)
- 事後精算制度の見直しに当たっては、過去に制度設計を行った際の考え方及び経緯を踏まえた上で見直しを行うことが適当。(ソフトバンク)
- 事後精算制度の廃止にあたっては、効率化インセンティブの確保策も併せて検討することが必要。(KDDI、ウィルコム)
- 事後精算制度の廃止に賛成。(イー・アクセス、CTC、ケイ・オプティコム、NTT東西)

第3章 今後の接続政策の在り方⑤

7. 接続形態の多様化への対応の在り方

(1)検討すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> • 設備を保有する通信事業者が自前のIP網を構築し、自網内にISP的な機能を実装するに当っては、技術的に既存のISPとの間で生じる問題に対し、優越的な地位を利用してISPに対し不利な取り扱いをしないようすべき。(ニフティ、JAIPA) • インターネットは一定の市場原理の下で発展してきており、市場原理に制約を加えるような制度を策定することは適当でない。(ソフトバンク) • 一般に、ISP間の交渉において通信網の保有の有無が交渉力に直接影響を及ぼすものではない。(NTTコム) • 多段接続におけるQoSについては、各事業者による構築が見込まれる次世代ネットワーク(QoSの制御が可能)の接続に関する議論の中で検討を進めることが適当。(KDDI)
(2)今後の検討の方向性	<ul style="list-style-type: none"> • 今後、リッチコンテンツの流通が今以上に顕著になる可能性があることから、設備増強に係る適切なコスト負担の在り方について、時機を失することなく検討を行うことが必要。(KDDI) • IPTラヒックの測定方法について検討を行うことに賛同。ただし、事業者に過度の負担を課すようなルール化は望ましくない。(ソフトバンク) • 極力ISP間での解決が望まれるが、ISPとNGN事業者との問題については、共通の場が必要。(ニフティ、JAIPA) • 市場支配力の濫用を防止するための事前規制については、その必要性を慎重に検証すべき。仮に問題が発生した場合においても、紛争処理制度の利用が期待されることから、行政によるモニターは必ずしも必要でない。(NTTコム)

8. MVNOを含む移動通信市場における競争促進の在り方

(1)MVNOによる競争促進効果	<ul style="list-style-type: none"> • MVNOへのオープン化を義務化することによりMNOの技術開発・投資インセンティブを損なわないようにすべき。(NTT持株) • MVNO市場の健全な発展に向けた検討を行う際は、技術革新に直結した設備ベースの競争を歪めないよう検討することが必要であり、基本的には事前規制による義務的なルールを定めるべきではなく、事業者間協議を優先させるべき。(KDDI) • 参入促進に関して何らかのルール整備を行う際は、MNO/MVNOの自由な戦略策定を制限しないよう留意すべき。(ソフトバンク) • 移動通信市場への公正で自由な参入すなわちMVNOの有効利用が必要であり、MVNOへの参入障壁を取り除く制度整備は必須。(J:COM) • CATV事業者も、既に構築されているCATVネットワークの広帯域性を活用してMVNOになることが考えられる。様々なビジネスモデルの登場を容易にするような環境整備が図られることを希望。(CATVネットワーク研究会) • MVNOと同様、固定網でもFVNOというような卸役務提供による他事業からの通信サービス役務提供を開くよう積極的な政策を期待。(ニフティ、JAIPA)
(2)MNOとMVNOの関係	<ul style="list-style-type: none"> • MNOとMVNOはwin-winの関係構築が必須。(NTT持株、NTTドコモ、KDDI) • MNOとMVNOの関係については、事業者間接続ではなく従来どおり自由な交渉に基づく卸電気通信役務との整理が妥当。(NTTドコモ) • 卸役務と整理するか接続と整理するかについては、完全に事業者間の協議に委ねることはいたずらに協議を複雑化することにつながるおそれがあり、「MVNO事業化ガイドライン」である程度の目安を示すべき。また、接続についてもある程度類型化すべき。(ソフトバンク) • 競争条件をより明確化することにより、卸役務と接続のどちらのスキームにおいてもMVNOがより進展するよう配慮すべき。(KVH)
(3)MVNO促進に向けた今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> • 「MVNO事業化ガイドライン」の改正がMVNOの促進を一層進めるものとなることを期待。(イー・アクセス、MVNO協議会) • 電気通信事業法上接続拒否が認められる具体的事由を「MVNO事業化ガイドライン」において明確化すべき。(ソフトバンク、MVNO協議会) • 「MVNO事業化ガイドライン」を改正し、まずは協議項目の明確化等により公正な事業者間協議ができる環境構築を期待。(J:COM) • MNOとMVNOの双方が速やかに合意できるための制度整備が早期に行われることを期待。(JCTA) • 事業の継続性等、消費者保護の観点からMVNOとして存立し得る条件を明確にすべき。(ウィルコム)

第4章 今後の料金政策の在り方

1. 料金政策に関する基本的視点

- 料金政策は、接続料、ユニバーサルサービス基金制度等の隣接する制度との関連性が特に高いため、関連する他の制度への影響等について十分に配慮の上、見直しの検討を行う必要がある。(ソフトバンク)

2. プライスキャップ規制の在り方

<p>(1)制度趣旨と市場構造の動的変化</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 小売料金は本来自由な競争によって決定されるべきであるが、現在はボトルネック設備を有するNTT東西の市場支配力によって競争メカニズムが十分に働かない状況にある。まずは公正競争を促進し、利用者利便を向上させるべき。(KDDI) • <u>プライスキャップ制度の緩和を行う場合には、会計の透明性の確保、不当な内部相互補助の防止、経営効率化インセンティブの確保のための代替制度の整備を条件とすべき。</u>(ソフトバンク) • <u>プライスキャップ規制の対象は、競争市場が形成されていないことからユニバーサルサービス基金の対象とされた高コストエリアの加入電話の基本料に限定すべき。</u>(NTT持株、NTT東) • <u>プライスキャップ規制はその役割を終えてきており、基本的には廃止すべき。</u>(NTT西)
<p>(2)制度見直しの必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 小売料金と接続料水準が適切な関係に保たれることが重要であり、両者の関係の検証を継続すべき。(KDDI) • 料金に関する規制は、市場メカニズムが機能していることから、基本的に不要。(北海道総合通信網) • ユニバーサルサービス制度との関連では、基金の増加を招き競争事業者に過度の負担が発生しないよう留意すべき。(イー・アクセス)

3. 新しい料金体系への対応の在り方

<p>(1)料金設定における不適正事案に関するガイドラインの策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> • スタックテスト等の適時な対応によって公正競争を促進すべき。(KDDI) • 料金設定における不適正事案に関するガイドラインを策定することは有効。(ソフトバンク) • 不適正事案を類型化しガイドラインに記述することで反競争的行為を事前に防止する必要がある。(ソフトバンク)
<p>(2)役務別会計の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 適時の見直しが検討されることが適当。(KDDI) • <u>次世代サービスとレガシーサービスとの間の相互補助の有無等について厳格な検証を行っていくことは公正競争条件を確保する上で不可欠。</u>(ソフトバンク) • <u>市場実態に即した会計制度の在り方について検討を行うことに賛同。ただし、通信事業者に対して過度の負担とならないような制度とすることを要望。</u>(イー・アクセス) • <u>Web2.0型をはじめとした新たなビジネスモデルにより提供される通信サービスの料金水準については、各事業者のビジネスモデルに基づく経営判断に原則委ねるべき。ただし、市場支配力を有する事業者については、役務別会計の見直しを含め、市場支配力の濫用を防止するための事前規制と事後の検証が必要。</u>(USEN)
<p>(3)料金の多様化に対応した利用者利益の保護</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者利益の保護が常に検討されるべき。(KDDI) • ベストエフォート型サービスに係る品質と料金の関係について、ガイドラインを適時に改定することを要望。(テレサ協・MVNO協議会) • 消費者相談センターや民間ADR等、既存スキームの一層の有効利用を進めることが重要。(KDDI) • 「標準的な料金バスケット」は、かえって利用者へのサービス提供価格の硬直化を招く可能性もある。(KDDI) • 「可能な限り中立的な標準的なバスケットを用いた料金指数の開発」という考え方に賛同。例えばOECDのバスケットモデル等の国際的に用いられている料金モデルとの整合性という観点も加味した上で開発を進めるべき。(ソフトバンク)

第5章 ネットワークの中立性の確保の在り方①

1. ネットワーク構造の変化とネットワークの中立性

- ネットワークの中立性の確保は、すべての事業者に対し公平なビジネスチャンスを提供するという観点から重要な検討課題。(KDDI)
- 利用者が求めるのは適正な対価で公平にかつ多様なサービスが提供されることであり、米国での「優先レーン禁止」の議論のように、ネットワークの中立性の原則によって高度なサービスの提供自体を抑制することがあってはならない。(富士通)
- 特定のレイヤーにおける市場支配力が隣接、関連レイヤーに及び、競争を阻害することのないようにすべき。特に、物理網・伝送サービスレイヤーである情報伝送路は、すべてのレイヤーにとって不可欠であり、差別的な取扱いのないよう常に競争状況をモニターすべき。(経団連)
- ネットの中立性に関するルールは不要。こうした規制は新たな通信インフラへの投資を阻害し、革新的な技術展開を遅らせ、消費者には少ない選択肢と、高い価格しかもたらさない。(US Chamber of Commerce)

2. ネットワーク利用の公平性

(1)レイヤー間のインターフェースのオープン化

- オープン性の確保に当たっては、レイヤー間又はサービス事業者間の利用者IDや認証の連携に関しても運用ポリシーやルール化が求められる。(ACCA)
- ネットワークの利用の公平性については、すべての通信事業者のIPネットワークにおいて確保すべき。(NTT持株、NTT西、個人)
- 中立性を確保する上で、トラフィックコントロールに対する固定通信網と移動通信網の違いに留意することが必要。(KDDI)
- ネットワーク側へのサービス制御機能の実装に異論はないが、このことがアンバンドルを困難にさせる可能性がある。(イー・アクセス)
- ネットワーク側へのインテリジェンスについては、NGN事業者だけでなく、ISPIについてもそれを利用できることが重要。(ニフティ、JAIPA)
- 各レイヤーにインテリジェンスを持ち得る仕組みを構築する際の議論は慎重に進められるべき。(J:COM)

(2)上位レイヤーに対するオープン性の確保

- 現在では、通信サービスレイヤーによってプラットフォームレイヤーが一義的に決まってしまう、利用者がプラットフォームレイヤーを選択できない事態が発生している。(ニフティ、JAIPA)
- コンテンツプロバイダ又はアプリケーションプロバイダによっては、有効なプラットフォーム・サービスを併せて提供することが可能と考えられるため、上位のエンド側との接続点はプラットフォームレイヤーだけでなく、通信サービスレイヤーにも設置されるべき。(ソフトバンク)
- ネットワーク設備を保有するすべての通信事業者にオープン性の確保を期待することは新規事業者及び中小事業者にとって追加投資やリソースの確保等過度な負担となりかねないことから、規模に応じた配慮を踏まえながら慎重に検討すべき。(イー・アクセス)
- 市場支配力に対する効果的な卸レベルの規制に支えられた活発な卸レベルの競争がある限り、すべての通信事業者にネットワークの中立性の確保を義務付けることは不要。(BT)
- 特定のアプリケーションや通信パケットについて利用制限を加えることは、様々な観点からの検討が必要であり、まずは関係者からの意見聴取及び事例の収集を通じて検討を深めていくことが必要。(ソフトバンク)
- ユーザ利便を確保するため通信量に応じた設備増強を行う場合には、上位レイヤーとのコスト負担の在り方、リッチコンテンツ等使用時におけるユーザ料金の在り方について、特定の市場参加者に過度の負担をもたらさないよう、慎重に検討する必要がある。(J:COM)
- 一部の通信事業者から通信帯域の制限を受けていると推測される事態が発生している。(USEN)
- 携帯端末がITUや3GPP等の国際標準に合致している限り自由にネットワークへの接続が行えるべき。(フュージョン)

第5章 ネットワークの中立性の確保の在り方②

3. ネットワークコストの負担の公平性

(1)IPTラヒックの急増に対応した通信網増強の必要性

- トラヒック増加等に伴う通信網の増強に係るコストに関しては、基本的に通信機器や通信技術の進歩により吸収可能と考える。ただし、移動体アクセス網及び端末分野においては周波数帯域の制限等の理由により技術の進展によっても追加コストを十分に吸収できない可能性がある。(ソフトバンク)
- まずは問題となる事例の収集から着手し、ファーズスタディを行うことが適当。(ソフトバンク)

(2)市場メカニズムとコスト負担の在り方

- 通信事業者にも多大なコストを負担して構築した仕様等が無償で利用されることの懸念は多大。この点に関し、コスト負担の公平性の観点から適正な価格を前提としたオープン化が必要。(MCF)
- 大容量コンテンツ配信を促進するためには、ネットワークの増強に要するコスト等を確実に回収できるようにすることによって設備増強のためのインセンティブを促進する仕組みが必要であり、そのことがコンテンツプロバイダを含めたブロードバンドサービス事業全体の発展にも不可欠。(NTT持株、NTT東西)
- 利用者への追加的料金が通信網の増強に真に使われたか否かを検証することは困難。利用者への追加的料金の徴収については、事業者のビジネス判断に委ねられるべき。(NTTコム)
- 利用者に追加料金が安易に転嫁されないよう、適正な負担の在り方についても検討すべき。(経団連)
- リッチコンテンツの流通に伴う設備増強のコストは、平均以上のトラヒックを流通させた起因者(コンテンツプロバイダ及びP2Pを利用するヘビーユーザ等)が負担すべき。(CTC)
- 通信網増強は、個々の事業者の経営判断に委ねるべきであって、市場支配力を有する事業者以外の通信事業者の判断について、何らかの規制や検証は真に必要な場合以外には実施すべきでない。(USEN)
- 公平性を巡る議論は多様であり、関係事業者間の取引関係が根底にある以上、市場の歪みや真に問題が生じていない限りは契約自由の原則が尊重されるべき。(イー・アクセス)

4. 米国におけるネットワークの中立性を巡る議論の動向

- 米国においては、ネットの中立性の問題は通信サービスに関するより広範な立法の可能性を検討する中で出てきているものであり、最終的にどのような結果になるかは不透明な状況にある。(US Telecom)

5. 今後の検討の在り方

- IPTラヒックの将来動向の見通しやIPTラヒック把握手法等について総合的に検証し、ネットワークの中立性の問題点及びその対応に関してファーズスタディを行うことに賛同。(ソフトバンク)
- 利用者の権利をキャリアの論理で一方向的に制限を加えることについては、インターネットという創造的なネットワークの特質を殺すことになりかねず、慎重に進めるべき。一方で、効率性・公平性の観点から正当化される権利の制限もあり得ることも承知。よって、今後の検討に際しては、「ネットワークの中立性」を正当化する「利用者の権利」についても十分に議論されることを要望。(イー・アクセス)
- インターネットは自由な価格設定と世界中のISPによる意見交換や相互接続等を通じて成長や新しいビジネスモデルを創出しているとの観点から、従来同様、事業者間の継続的な意見交換が有益。その上で、必要に応じて行政当局と事業者間においても検討方法について対話を行うことが望まれる。(NTTコム)
- パケット流通量等の把握は困難であり、また過度の情報開示は、ビジネスの阻害要因となり得るため、慎重な取扱いが必要。(NTTコム)

第6章 その他の検討すべき政策課題①

1. 端末レイヤーにおける競争促進の在り方

(1) IP化に対応した端末機能に関する競争環境の整備

- IP化に対応した端末機能の標準化を進めるに当たっては、既存の標準化団体の枠組みを可能な限り活用すべき。(ソフトバンク)
- 国内・海外ベンダーの競争の中で利用者が海外製品も選択できることが利用者利益の保護につながることから、海外関係者も参加した議論を経た上で標準化等が行われることが必要。(JCTA)
- 今後、通信以外の分野からMVNOとしての参入を計画する企業が増加すると考えられるが、端末レイヤーにおける公正な競争環境が整っていない現状では、事業予見性の観点で問題がある。端末レイヤーのオープン性の確保について早急なアクションを希望。(テレサ協)

(2) 携帯端末市場における競争促進

- 販売奨励金やSIM機能の在り方については、基本的に事業者が個々に判断すべき。(ソフトバンク、NTT持株、NTTドコモ、CIAJ、ウィルコム、KDDI)
- 新たなルールを策定する場合には、事業者間の競争環境への影響についても十分に調査、分析を行った上で決定すべき。(ソフトバンク)
- 販売奨励金やSIMロックについては、ユーザの利益を損なう可能性があるばかりでなく、産業界への影響も少なくないと考えられ、慎重な対応が望まれる。(CIAJ)
- SIMロック及び販売奨励金の解除にあたっては慎重に議論すべき。SIMロック及び販売奨励金それぞれの解除にあたっての課題だけでなく、両者を関連付けた観点からの課題の洗い出しも必要。(イー・アクセス)
- 諸外国と我が国では異なる通信事業者と端末ベンダーとの関係に基づきそれぞれのビジネスモデルが発展してきていることを踏まえた慎重な検討が行われるべき。(NTTドコモ)
- 廃止を前提とした検討を行うのではなく、新たな市場の活性化・発展に向けた方策について、通信事業者、端末ベンダー等を交え、広く検討が行われることを希望。(富士通)
- 検討に当たっては、「端末市場の国際競争力の強化」を念頭に「自由な市場環境」「ユーザの利便性向上」等の原則を担保し、幅広い分野の参加を得てオープンな議論が行われることを要望。(CIAJ)
- 議論に当たっては、消費者団体の参加を得て行うべき。(JCTA)
- 高機能端末、新機能端末はこれまでの現行モデルを継続し、低価格端末や一部機能特化端末については、端末メーカーモデルを選択可能とすることを検討すべき。(モトローラ)
- 販売奨励金制度がその原資に乏しい資金力の弱いMVNO、又は端末開発経験のないMVNOに対する参入障壁となっていることから、販売奨励金が廃止され、又は大幅に制限されて公平な競争が行われる環境が整備されることを強く希望。(テレサ協)
- 利用者利益の保護や携帯電話による情報流通促進の観点から、通信料金がより安価になることや、利用者が事業者を変更できることによりさらに競争が促進されることが必要。販売奨励金やSIMロックについてはできるだけ早く廃止することが望ましい。(JCTA)
- 携帯端末に関しては、下位(端末)レイヤーに対するオープン性の確保と、ネットワーク中立性の確保を担保が必要。当該端末がITUや3GPP等の国際標準に合致している限り、自由にネットワークへの接続が行えるべき。(フュージョン)
- 携帯電話事業のビジネスモデルは、販売代理店に対してMNOが販売奨励金を支給する一方、当該コストは利用者から料金の一部として回収。これは端末販売の自由度を奪っており、技術的なオープン性の確保と合わせて是正する必要がある。(フュージョン)

第6章 その他の検討すべき政策課題②

2. 紛争処理機能の強化

- 紛争事案の取扱範囲の拡大により、公正取引委員会等他の行政機関との連携の強化がこれまで以上に必要。また、紛争処理委員会の機能向上という観点では、電気通信関連技術や経済学等に関するさらなる専門性の向上が不可欠。(ソフトバンク)
- 紛争当事者や対象事案の範囲の拡大に伴い紛争処理の内容も多様化することから、紛争処理委員会の体制強化を行い、処理機能の強化が必要。(JCTA)

(1)紛争当事者の範囲の柔軟な見直し	<ul style="list-style-type: none"> 紛争当事者の拡大は適当であるが、紛争処理委員会が取り扱う事案は電気通信事業法の目的に適う範囲にとどめるべき。(KDDI) 競争の激化と業界の複雑化を踏まえ、透明性・客観性・中立性を従来以上に確保するための議論が必要。(NTTドコモ)
(2)紛争処理事案の範囲の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 「電柱の使用全般についての紛争処理委員会によるあっせんや仲裁」は実態を踏まえて検討すべきであり、これを認めるのは時期尚早。(電事連)
(3)意見申出制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> 申出者を特定できる情報を開示しない仕組みを導入することに賛同。これにより申出者の権利が保護され、意見申出の件数も増加する可能性がある。(ソフトバンク) 申出者を特定できる情報を開示しない場合、事実と反する又は推測に基づく等の無責任な意見申出の乱発を招くおそれがある一方、被申出者側としては、申出者が特定されないために十分な事実関係の調査ができない可能性があることに留意すべき。(NTT東西)

3. ユニバーサルサービス制度の見直し

(1)IP化に伴うユニバーサルサービス制度見直しの必要性	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルサービスの受益者は電気通信事業者のみではなく国民全体であり、国が公的支援によって国民に提供を保証することが基本。サービスの普及における地域間格差を是正することを目的としたデジタル・ディバイド解消とユニバーサルサービス制度は厳密に区別して議論されるべき問題。(KDDI) 現状のPSTNに関する制度を早期に見直し、携帯電話及びIP電話を入れたユニバーサルサービス制度の検討に早期に着手すべき。(KVH)
(2)見直しに向けての基本的視点	<ul style="list-style-type: none"> 維持されるべきは音声通話であって、モビリティそのものが必要最低限確保されるべき機能ではないことを前提に検討が進められるべき。また、ユニバーサルサービスの提供に係る費用は受益者である国民が負担するものであり、費用規模の抑制が常に図られることが必要。(KDDI) 補填額が膨らむことによる電気通信事業者及びユーザの負担増大を避けること、及び必要以上に現在のPSTNを保護することによりIPへの移行の阻害を避けることが必要。(ソフトバンク) ユニバーサルアクセスの確保を見直しの中心とすることが適当。(ソフトバンク) 補填対象、負担方法の議論に当たっては、費用対効果の検証も併せて必要。(イー・アクセス) ユニバーサルアクセスの概念の検討等を含め、補填対象が拡大し補填額が肥大することのないよう、フィージビリティスタディによる具体的な検討を踏まえて慎重に検討すべき。(富士通) 「ユニバーサルアクセス」の概念を含めて検討するとしているが、いたずらに負担が増大することのないよう、慎重に議論すべき。(経団連) 幅広い関係者の参画や意見聴取が必要と考えられるとともに、運営等のオープン化を希望。(CIAJ) 現在のユニバーサルサービスに対する評価を一度行った上で広く国民に対し今後の在り方を伺うなど慎重に議論していくべき。(ウィルコム) 「いつでも、どこでも、誰にでも最低限の通信手段を確保するためのもの」という考え方そのものは変わらないと考えており、その意味で当面それに該当するサービスは固定電話である。(NTT持株、NTT東) ユニバーサルサービスの対象範囲の拡大については、社会的なコンセンサスを得る必要があるなど慎重な検討が必要。(NTT持株、NTT東西) フィージビリティスタディで検討を行う際には、事業法における「国民生活に不可欠」の意味を明確化することを起点とした不可欠性を念頭に置いた検討がまず行われるべき。(NTTドコモ)
(3)見直しに向けた検討スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 制度の次回見直し時期には、公的負担の在り方を含め抜本的に見直していく必要がある。(KDDI) 制度の見直しについては、平成17年10月25日情報通信審議会答申によるスケジュールを当面維持するとともに、IP化の進展状況に合わせて適切な対応が可能となるよう、前広に検討を進めることが適当。(ソフトバンク) ユニバーサルサービス制度見直しの遅れが、特に条件不利地域におけるブロードバンドサービスの展開に不利・負担とならないよう速やかに検討するなど配慮を望む。(HOTnet)

第6章 その他の検討すべき政策課題③

4. 市場退出ルールの明確化

- 仮に市場退出ルールの緩和により利用者利益を阻害していることがあれば、利用者保護の観点から、ガイドライン等何らかの指針を設けることが望ましい。(KDDI)
- 市場退出を余儀なくされる事業者が出てきた場合における利用者保護の在り方について、より具体的なルール整備を行うことが有効。(ソフトバンク)
- 預託金制度については、預託金の金額等各基準を明確化した上で公表し、それに則り運用を行うようルール化すべき。(イー・アクセス)
- 指定電気通信設備との接続の場合には、預託金等の協議が調うまで接続・工事等の手続を停止することについては禁止すべき。(グローバルアクセス)
- 競争の進展に伴い事業者が市場から退出するケースが現実にも多数発生しており、接続事業者に対する接続料債務の不履行リスクの扱いに関して一定のルールを設けることが必要。(NTT持株、NTT東西)
- 預託金制度に加え、貸倒損失の接続料原価への算入、網改造費用の事前負担等についても検討する必要がある。(NTT持株、NTT東西)

5. その他行政に求められる事項

(1)競争ルールの透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> • 様々な審査基準等の競争ルールが一覧性をもって整理されることは、行政手続の透明性の確保の観点から望ましい。(KDDI) • 「競争政策ポータルサイト」の開設・公表に賛同。(ソフトバンク、イー・アクセス)
(2)電気通信番号の在り方	<ul style="list-style-type: none"> • 見直しに際しては、利用者利益の最大化の観点を基本に、関係事業者等との十分な意見交換を行っていただくことが必要。(KDDI) • 電気通信番号の付与については、新規参入事業者の事業開始時点において、その事業計画に大きな影響を与えないような柔軟な運用がなされることを要望。(イー・アクセス) • IP化時代において、インターネット電話イコール品質保証がないから電気通信番号の付与が認められないという既定のルールは、利用者の視点に立ち再検討が必要。(エニーユーザー)
(3)国際的に生じる問題への対処	<ul style="list-style-type: none"> • IP化等の技術進展により多くの技術的・制度的課題が国境を越えて発生することが十分に想像されるが、行政においては事業者間の協議を基本とし、その協議が円滑に行われない場合等には積極的な支援をお願いしたい。(KDDI) • 国際間のインターネット接続料金に関する問題については、ITU等において行われている議論の方向性と歩調を合わせて進めることが必要。(ソフトバンク)
(4)競争ルールの国際的整合性の確保	<ul style="list-style-type: none"> • 規制の国際的整合性の観点から、日本からの情報の発信のみならず、日本の制度設計において海外のベストプラクティスも積極的に参考とすべき。(ソフトバンク) • ベストプラクティス及び国際的な傾向を注意深く検討することは、非常に有益。(Vodafone(英))

第7章 新しい競争促進プログラムの策定に向けて

- NTTの組織問題を検討する2010年までの当面の措置として、NTTグループの市場支配力の問題に対するルール整備を行うことは、市場支配力の濫用を防止する上で極めて重要。(KDDI)
- 報告書が提言する、関係者の意見招請を含むプログレスレポートの作成は、行政手続の透明性の確保の観点からも有効。公正競争の確保と利用者利便の最大化の観点から適時に見直されることが適当。(KDDI)
- 「新競争促進プログラム2010」を進める過程において、検討事項ごとの定期的なモニタリング、審議会へのプログレスレポートの実施や、必要なリボルビング等を実施することは有効。(ソフトバンク)
- 「新競争促進プログラム2010」が速やかに取りまとめられ、実施されることを強く希望。(J:COM)
- 別途検討される2010年に向けた通信と放送に関する総合的な法体系の検討と新競争促進プログラム2010とが、整合性を持った形で、かつできる限り早期に実現されることを期待。(富士通)
- 国内競争の促進という観点だけでなく、現在世界最先端の我が国のブロードバンドインフラのさらなる拡充を促進し、我が国産業全体の国際競争力の強化につなげる観点も十分に考慮して検討を進めるべき。(NTT持株、NTT東西)
- 今後も新たな技術革新やビジネスモデルの創造が不断に行われるブロードバンド市場においては、各事業者による迅速かつ柔軟な事業展開・創造の芽を摘まないよう極力事前規制を課さないことが市場全体のダイナミックな活性化のために必要であることを踏まえて策定すべき。(NTT持株、NTT東)
- ルール型行政の推進を図り、透明な手続により新たな競争ルールを構築していく前提として、従前の施策に対する適正な評価が不可欠。この点、補論においてこれまでの競争政策の検証がなされているが、こうした検証・評価を継続し、競争ルールの整備に関するPDCAサイクルを確立することが重要。今後、情報通信審議会への競争促進プログラムの進捗状況の報告等が、納得性、予見性の高いルール作りの端緒となることを期待。(経団連)
- すべての利害関係者が新たな政策アジェンダである「新競争促進プログラム2010」に向けて対応するための時間とリソースの配分をすることができるよう、明確なタイムテーブルができる限り早期に利用可能となるよう提案。さらに、いつまでに新たな競争ルールの枠組みが実施され、いかなる追加的プロセス及び手続が検討されるかについて明確にされるべき。(BT)